

心配事や困り事があったら… 悩まずに まずは相談を！！

平成4年3月「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」が施行されました。

一般的に「暴力団対策法」と呼ばれるこの法律は、暴力団員による不当な行為を防止し、被害の救済に寄与することを目的としています。

全国レベルでは国家公安委員会が、そして各都道府県では公安委員会の指定を受けた「暴力追放運動推進センター（以下：暴追センター）」が、その中心的な役割を担っています。

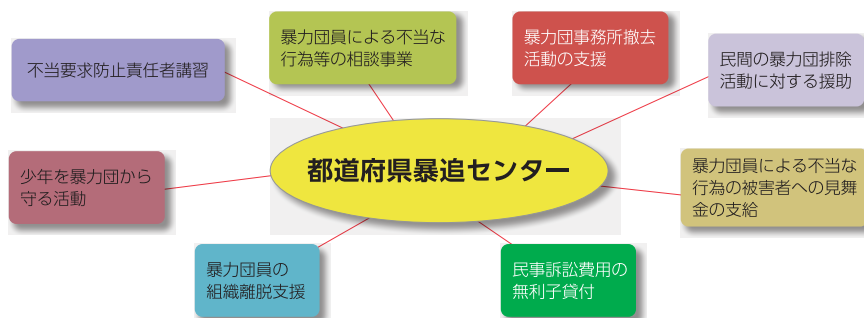
山梨県暴力追放運動推進センターって どんなところ？

普段の生活の中ではあまり耳にすることがなく、もしかしたら馴染みのない団体かもしれない暴追センターですが、どんな活動をしているのか事務局長の櫻林信さんにお話を伺いました。

暴追センターでは、暴力団を排除するための責任者講習と広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動、そして暴力団追放に向けた様々な支援活動を行っています。今回お話を伺った櫻林さんは「少しでも気になること、心配事があったら、まずは気軽に相談してほしい」と語ります。今抱えている困り事が、暴力団に関する問題かどうか分からなくても、必要に応じて関係機関と連携できるため、問題が大きくなる前に相談することが大切であると教えてくれました。

暴追センターは
暴力団のない明るい社会をめざして
設立された公益法人

<山梨県暴力追放運動推進センターの活動>



暴追センターは、暴力団のない明るい社会をめざして設立された公益法人です。暴追センターでは暴力団を排除するための責任者講習と広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動、そして暴力団追放に向けた様々な支援活動を行うなど、困った時の身近な「駆け込み寺」として活動しています。

「暴力団等に関する困り事相談」今年も開催！ **無料**

例年行われている「暴力団等に関する困り事相談」が今年も12月12日（金）に実施されます。警察・弁護士会・暴追センターでの合同開催のため「些細なことに言いがかりを付けられ、不当な請求をされている」や「ヤミ金で高額な利息を要求され、脅されている」など、様々な困り事について、各分野のスペシャリストが相談に乗ってくれます。事前予約も可能とのことなので、この機会に気になっていること、お悩みのある方はぜひ足をお運びください。

開催日 令和7年12月12日（金）

相談時間 午前9時30分～午後4時 ※事前の予約可能

開催場所 公益財団法人山梨県暴力追放運動推進センター

電話相談もごさいます。

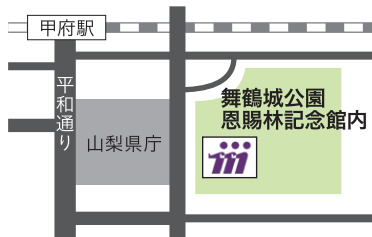
開催場所住所、電話番号は以下の詳細情報を御覧ください

「一人で悩まず、問題が大きくなる前に、まずは相談してほしい」と櫻林さんは何度も力を込め訴えていました。日々の生活の中で、暴力団に関する困り事や不安なことがあれば、どんな小さなことでも構いません。「こんなこと相談してもいいのかな？」と迷うときこそ、山梨県暴力追放運動推進センターへご相談してみてください。



公益財団法人
山梨県暴力追放運動推進センター

〒400-0031
甲府市丸の内一丁目5番4号
恩賜林記念館内
電話：055-227-5420
FAX：055-223-0110



こちらが山梨県暴力追放運動推進センター。安心して訪れることができる、県民の味方です。



「暴力団等に関する困りごと相談」の当日に設置される看板。どんな小さな悩みでも気軽にご相談ください。